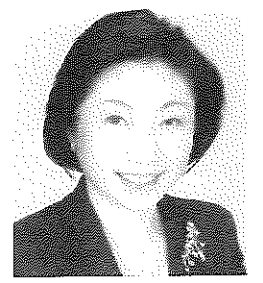


# 家族の絆と姓は無関係だ。なぜ、通称使用の拡大はよくて別姓はダメなのか



佐々木知子

personal data

ささき・ともこ 1955年広島市生まれ。神戸大学法学部卒。83年任官。東京地検検事、法務総合研究所室長研究官、東京地検室長検事を経て98年より2004年まで参議院議員。現在は弁護士（第一東京弁護士会）、帝京大学法学部教授。東京家裁調停委員、一弁綱紀委員。02年、自民党内で結成された「例外的に夫婦の別姓を実現させる会」に副会長として参画、選択的夫婦別姓の議員立法提出に尽力した。著書に『日本の司法文化』『少年法は誰の味方か』などがある。

## 「家族を壊すな」「伝統を壊すな」という反対

民主党政権に代わり、二〇一〇年（平成二二年）の通常国会において、夫婦の選択的別姓（氏）がようやく認められる運びになった。まだ予断を許さない状況とも聞くが是非通ってほしいと願っている。

現行民法では、夫婦は「婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」（七五〇条）。だが夫の氏を称する場合が依然、九五パーセントを占める。つまり妻の氏を称するのは例外で、一人娘や跡取り娘の場合が多いようだ。もちろん、愛する夫（妻）の氏になれて嬉しいというのであれば何の問題もないが、そんな人ばかりではない。姓が変わるのがネックになって結婚できないカップルもいるし、実際、長年使用してきた氏が変わるのには、不便の上なことである。

ブルもいるし、実際、長年使用してきた氏が変わるのには、不便の上なことである。勤める職場では旧姓の通称使用が許されたとしても、パスポートや預金関係などはあくまで戸籍名が必要だ。弁護士会も旧姓での登録を認めるが、成年後見や破産管財など公的職務については戸籍名が必要で、やはり不便である。ちなみに二〇〇六年（平成一八年）の世論調査では、別姓賛成三七パーセント、通称使用賛成二五パーセント、反対三五パーセント。世代が上がるほど反対が多く、下がるほど賛成が多い。

現実問題として、氏を変えたくないが故に婚姻届の提出を躊躇し、子どもを嫡出子として産み出したために出産を待つカップルがいる。このままでは高齢出産になり、産めなくなるという悲痛な

訴えも聞いた。

法律は、人や社会の変遷とともに変わっていくべきものである。一九九六年（平成八年）、別姓を認める民法改正案が法制審議会（法相の諮問機関）から答申された。つまり本来は政府が提出すべき法案だったのだが、与党自民党が反対していたため、野党が議員立法として何度か国会に提出し、そのたびに廃案となってきた。

私は一九九八年、検事から参院議員に転身、一期六年の間に少年法改正などさまざまな法案審議に携わった。なかで、党の事前審査を通らなかつたほぼ唯一の法案がこれである。もちろん賛成派の議員も大勢いたが、反対派が強硬であった。とくに、某政治団体。個人的には賛成だがその団体の推薦を得られなくなるので、と言いつつしてきた議員も何人かいる。

家族を壊すな、日本を崩壊させるなといった類のファックスが何百枚も来た。別姓派は親の介護をしない人だという暴論まであった。だが、いうまでもなく、家族の絆を壊すのは姓という形式的なものではなく、愛情と思いやりの欠如である。現行制度の下、非行少年は大勢生まれているのである。

## 通称の公的使用は別姓と変わらない

反対派の論拠は、夫婦同姓は日本の伝統文化である、家族の統一感が保たれない、子どもがかわいそう（いじめにあう）、などであった。家制度は廃止され、姓は個人の名称となっているのだが、それでも「ファミリーネーム」が必要だということである。

とはいえ反対派自身も、旧姓を使用せざるをえない人の不便は認めていて、代替案を提出している。事実上の通称使用は従来あるので、これは法律上の通称使用を認めるという内容であった。だが、関連して五〇〇近い法律の変更が必要となるうえ、たとえばパスポートや運転免許証、預金名義などは通称では不可であり、戸籍名も併記となると、かえって混乱を招く。

加えて、そこまで通称の公的使用を認めるのであれば、戸籍そのものが別姓であるのと何ら変わらない。それでも、と反対派は言う。両親が同じ姓であるのとないのでは、子どもにとって違うのだと。だが、子どもがふだん戸籍を見ることはない。親が別姓を通し、表札も別であれば、親は別の姓だと思っただけである。

\*1 〇六年の世論調査  
内閣府と法務省が全国の二〇歳以上の男女五〇〇〇人を対象に、「家族の法制に関する世論調査」を実施したもの。その他の質問では、夫婦の姓が違うと子どもに影響が出ると思うかとの問いに、「あると思う」が六六％、「ない」が三〇％。姓が違うと家族の絆が弱まるかどうかの設問には、「弱まると思う」が三九％、「影響はない」が五六％だった。また、家族の役割として大切だと思うものは、「心の安らぎを得る」という情緒面が四四％でもっとも高く、次いで「子どもをもうけ、育てる」という出産・養育面が二九％だった。

\*2 嫡出子  
婚姻関係から生まれた子のこと。

と。結婚していない男女から生まれた子は、非嫡出子という。嫡出子の場合、戸籍の父母氏名欄に夫婦の氏名を記入するが、非嫡出子の場合には母の氏名のみを記入する（戸籍法一八条二項）。戸籍の父欄は空欄だが、父親が認知すれば記載でき、相続権も発生する。

また、続柄欄は、嫡出子は「長男」「長女」、非嫡出子は「男」「女」と記載されていたが、〇三年に東京地裁の判決でフラインジャーの侵害と判断され、〇四年以降は嫡出子と同様の表記となった。事実婚が増加する近年では、昔ながらの「非嫡出子」という偏見を解消するため、「婚外子」と記されることが多い。

そもそも親の姓が同じという枠組みは、離婚によつてすでに崩壊しているのである。二〇〇七年、日本の婚姻数約七二万組に対し、離婚件数は約二五万組。実に三五パーセントが離婚をし、うち五八パーセントに未成年の子どもがいる（二〇〇九年厚生労働省）。親権は八五パーセント以上、母親に付与されるが（実際に養育する監護権まで含めればさらに高い）、旧姓に戻れば子の姓とは異なつてくる。もちろん離婚の際に届け出ることによつて夫の氏を名乗れるし（戸籍法七七条の二）、反対に家裁の許可を得て子の姓を変えることもできる。ただこれは一時的なものであつて、妻が再婚すれば再び親子の姓は乖離する。

面白いことに、夫婦がもとも別姓であれば離婚・再婚による姓の変化は起こらない。もともと別姓なのだから、子の姓も親の離婚・再婚によつて変える必要がない。

### 別姓反対派の論拠がなぜ薄弱か

ここで反対派の論拠を見ていこう。

まず、夫婦同姓は日本古来の伝統文化であるか。庶民にはかつて苗字使用が許されなかつたのは周知のとおりである。一八七〇年（明治三年）、

める国も多い。

別の論拠、家族の統一が保たれない、子どもがかわいそうといったことについてはすでに反論した。反対に、高齢化社会において今後増加するはずの中老年の再婚では「ファミリーネーム」や子どもは関係がない。どころか、前配偶者間の子との関係を考えると、姓を変えないほうがむしろ好ましい場合が多いと考えられる。

### 別姓を望む人を排除する偏狭な姿勢

多様化する社会において選択肢は多いほうがいい。強硬に反対をする人が私には不可思議であつた。

愛する夫（妻）の姓を名乗りたい、というのであればそれは麗しいし喜ばしいことだが、一方で、長年なじんできた姓を変えるのは嫌だ、因るといふ人がいる現実をなぜ認められないのかと。一律に別姓をと言っているのではない。別姓も認める、と言っているのだ。同一の価値観だけを受け容れ、他は排除する姿勢は偏狭である。国際社会でもっとも必要とされる精神は「寛容」(tolerance)なのである。

ただの同棲やパートナーではなく、正式な婚姻

平民に氏の使用が許され、一八七五年、氏の使用が義務化された。兵籍取り調べの必要上、軍から要求されたものと言われる。一八七六年、政府は太政官指令を出し、妻は実家の氏を用いる、つまり夫婦別姓としたが、妻が夫の氏を称することが慣習化していったと言われる。

一八九八年（明治三二年）、民法（旧法）が制定され、家制度が導入された。夫婦の氏については規定されず、夫婦ともに「家」の氏を称することを通じて同氏になるといふ考え方が採用された。結果、大方が夫の氏となり、婿取りの場合にのみ妻の氏となつたのである。そして一九四七年（昭和二十二年）制定の現行民法は、旧法以来の夫婦同氏制の原則を維持しつつ、憲法二四条の定める男女平等の理念に沿つて、互いの合意により、夫又は妻のいずれかの氏を称することができるとしたのである。

夫婦の氏について諸外国はどうか。

スペインや韓国などは夫婦別氏である。トルコやインドなどは夫婦同氏だが一律、夫の氏とする。アメリカや多くのヨーロッパ諸国、加えて中国やイスラエルなどでは夫婦同氏か別氏を選ぶことができる。配偶者の氏を自分の氏に付加するのを認

をして嫡出子を産みたい、社会に認めてもらいたいと願うからこそ、別姓を真摯に望むカップルがいる。少子化対策を真剣に言うのであれば、社会の受け皿を広くすべきであろう。欧州一出生率の高いフランスは、欧州中でもっとも婚姻率が低いそうである。パートナー婚を法律上認めている故である。

最後に子の姓であるが、法制審議会答申案では子の氏はどちらかに統一していた。民主党案は、出生のたびに選べるとする。氏が純粹に個人の名称であることを考えれば、このほうが一貫するであろう。現実のメリットもある。未だに家名の存続にこだわる所で従来は難しかった一人息子と一人娘が別姓婚で婚姻した後、孫が二人以上生まれれば、一人を妻の氏にすることで家名の存続が図れる点である。

今回の民法改正には、待婚期間を現行の半年から一〇〇日に短縮することや、非嫡出子の相続分が従来嫡出子の半分であったのを同等にすることなども含まれている。前者は嫡出子推定に関する例の三〇〇日問題を踏まえたものであり、後者については昨今最高裁判断で違憲だとする意見も増え、時代の趨勢になつてきたようである。

### \*3 明治民法

夫婦同姓が採用された明治民法では、家長制の家族制度が敷かれ、女性の財産管理や子どもの親権も認められなかった。婚姻の際には男性で三〇歳、女性で二五歳まで両親の同意が必要とされた。現行民法（七五〇条）のもとでは、家制度が廃止され、夫婦それぞれの財産保持も認められる。夫婦の姓についても、夫または妻のどちらの姓でも選べるようにはなつたものの、実際は改姓する女性が圧倒的に多く、九四年の厚生労働省調査では九七％に上つた。

### \*4 パートナー婚

「フランス婚」とも呼ばれ、フランスでいう「パックス」の関係、つまり法律で認められた「事実婚」を指す。日本では、事実婚は法律で認められていない。ちなみに事実婚は、内縁とほぼ同義で、男女間の合意があり、事実上夫婦と変わらない生活を営んでいる関係を指す。フランスに事実婚カップルが多い理由は、一九六八年の「五月革命」を機に、「フリーセックス」や「自由恋愛」などの考え方が浸透したため。九九年には、事実婚カップルに法律婚に準じる権利を認めた「連帯市民協約(PACS)法」が成立、共同納税者として税制や社会保障が優遇されるようになった。パックスのカップルは、〇七年に一〇万二〇二二人に達し、二人に一人の子どもが婚外子である。